

札幌法務局からのお知らせです

アイヌの人々の 人権相談

主催：札幌法務局



法務局では、アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくすための取組をしています。

秘密厳守

個別相談

無料

日時 令和7年10月6日(月)
14時～17時

場所 二風谷生活館 (平取町字二風谷78-12)

相談員 札幌法務局職員・人権擁護委員

相談内容 人権に関する悩みをお受けします。

学校や職場における問題

インターネット上の書き込み など

その他 予約不要



Q1 法務局では、相談を受けてどんなことをしてくれるの？

A1 法務局では、被害者から申し出があれば、人権侵害の有無を確認する為の調査を行い、必要な措置を講じます。

※法務局の調査は、関係者の協力による任意のものであり、強制的な調査ではありません。

Q2 インターネット上で受けた誹謗中傷についても、相談できるの？

A2 相談できます。法務局では、相談者の意向に応じて、相談者によるプロバイダへの削除依頼方法等の助言を行います。なお、被害者が法務局による削除要請を希望する場合には、被害者自身が、来館し、印刷した対象情報(URLを特定できるもの)及び被害者の顔写真入りの身分証明書(運転免許証等)を持参していただきますようお願いいたします。

実際の事例 >>>

A さんの場合

夫から暴力を受け、こどもとともに着の身着のまま家を出たという相談があったものです。直ちに救急病院での受診や警察への通報、当日の宿泊場所の確保等について助言・紹介を行いました。

また、相談者の生活保護や市営住宅入居申請に人権擁護委員が付き添い、生活基盤の構築を図りました。



B さんの場合

通学する小学校でいじめを受けている女子児童から相談があったものです。法務局は学校側に対して、いじめ防止に向けた具体的対策を講じよう働きかけるとともに、女子児童の両親と学校の信頼回復のため、協議の場を設けました。また、学校に人権擁護委員が出向き、児童に対し、人を思いやる心の大切さを理解してもらう人権教室を行いました。



C さんの場合

勤めていた会社の上司から業務上必要かつ相当な範囲を超えて厳しく叱責されるなどのパワーハラスメントを受けたという相談があったものです。調査の結果、パワーハラスメントに該当する行為が認められたことから、上司に対し、今後、同様の行為をしないよう説示するとともに、当該会社の代表者に対し、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請しました。



インターネット上での人権侵害について



- インターネット掲示板等での誹謗中傷やプライバシー侵害情報等について、被害者に対する削除方法等の説明やサイト運営者等に対する削除要請を行っています。
- 削除要請は、表現の自由を不当に制限しないように慎重に行う必要があるため、調査した結果、法務局からの削除要請を行わない場合があります。

人権に関する相談は何でも

みんなの
人権110番



0570-003-110

ゼロ セロ みんなの ひやくとおぼん

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。



SOS-eメール

インターネット人権相談

検索Q

<https://www.jinken.go.jp/>

*端末の環境により、ご利用できない場合があります。



【問合せ先】

札幌法務局人権擁護部 (〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1号)

電話 011-709-2311(平日8:30～17:15)